

令和2年度 第3回 吹田市立学校規模等検討委員会 議事概要

日 時	令和3年3月8日（月） 書面開催
場 所	吹田市教育委員会 教育委員室
出席委員	森島 委員長 若本 副委員長 森田 委員 江下 委員 植田 委員 塩路 委員
事務局	山下学校教育部長 堀学校教育部次長 植村教育政策室長 長井総括参事 曾我主幹 泉宮係員
案 件	議 題 過大規模校、過小規模校の課題対策について (1) 国による例示等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の分離・新設 ・ 通学区域の見直し ・ 学校施設の増築等 ・ 教職員数を増やすこと ・ 学校規模の問題を解消する上での主な課題等 (2) 35人学級移行による普通教室確保について <ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨 ・ 現状、課題 ・ 教室確保のための取組策 (3) 吹田市の取組方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過小規模校対策 ・ 過大規模校対策 ・ 課題対策を進めるうえでの留意点等 (4) その他

今回の吹田市立学校規模等検討委員会については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、書面にての開催としました。

事前にアンケート形式による意見聴取書を各委員にメールにて配付し、回答いただいた内容を事務局側で集約し、再度メールにて情報共有を行うとともに、他の委員の意見に対しての再度の意見もいただき、それらの内容を取りまとめ、別紙のような議事概要としました。

過大規模校、過小規模校の課題対策について

前回の議論では、単に学級数だけで判断するのではなく、一定の学級数を標準規模とし、過大規模校、大規模校、小規模校、過小規模校と分類分けをする「一般的目安からの評価」とともに、現状の学校規模（敷地面積や建物面積）を基に「現状における施設状況からの評価」も考慮すべきとしました。これらを踏まえて、課題解決の方策について検討します。

一 《国による例示等》

文部科学省発出の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、以下のような事例が紹介されています。（第2回目会議 資料2 p14参照）

1 学校の分離・新設

学校を新設し、既存校から分離する。

（ex.平成27年に山田第二小学校の校区の一部を分離し、千里丘北小学校を新設）

2 通学区域の見直し

(1) 校区の見直し

小規模校や大規模校において、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、学校規模の適正化を計る。

（ex.平成15年に千里新田小学校の校区の一部を千里第三小学校、桃山台小学校に変更）

(2) 学校選択制の導入

市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認める自由選択制度や、就学を希望することができる学校を限定する隣接区域選択制度、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める特認校制、特定の地域に居住する者に学校選択を認める特定地域選択制などがある。（資料2参照）

(3) 統合

学校を統合し、学校規模を拡大する。

（ex.平成15年に竹見台小学校と南竹見台小学校を統合し、千里たけみ小学校とする。）

3 学校施設の増築等

校舎、教室等を増築する。

（ex.令和3年度完成予定の千里第二小学校や千里丘中学校）

4 教職員数を増やすこと

学校規模は見直さず教頭を複数配置することやミドルリーダーの役割を果たす教員を配置する等の工夫を行う。

5 学校規模の問題を解消する上での主な課題等

文部科学省が行った、都道府県や市町村に行った調査では、市区町村が学校規模の適正化を図る上での主な課題や懸念について以下の点が挙げられている。

- (1) 保護者や地域住民への理解、協力
- (2) 地域コミュニティの維持
- (3) 地理的要因
- (4) 予算の確保
- (5) 今後の学齢人口を推計するのが困難

ご意見等

- 校区を変更する場合は中学校区内でできるのが望ましいと考えますが、通学等の関係で中学校区をまたぐ変更を検討する場合は、両中学校区の今後の推移を見据える必要があると思います。変更後10年に満たないうちに変更先で同じように過大規模校や過小規模校の課題が生じないように推計の把握が必要だと思えます。
- 調整区域や選択制を考えるにあたっては、過大規模解消、過小規模解消の趣旨から外れないようにする意識が必要だと思えます。特に、保護者・地域の方にもその点について理解をしてもらえるように周知して頂きたいです。
- 対策の実施後、それぞれの学校生活を送ることを理解して頂ければよいと思えます。
- 対象となる学校の個別の実情をそれぞれ整理し、一番適切な解決策を選択することが望ましいと思えます。
- 5で示された課題について（1）から（5）は課題の種類が異なり、検討の順序もあるはずなので、まずはその整理が重要です。
（3）と（4）は定量的な情報が基礎となって、課題やそれを解決するためのシミュレーションも定量的なものになると思えます。
（5）も定量的な情報ですが、不確実です。そこで、ある程度振れ幅を持たせて、いくつかのシミュレーションを行い、最低限対策をしておくべきことを見出せば良いと思えます。
このように、（3）～（5）は数字とその算出過程を示すことに集中すべきです。
（1）と（2）は、定性的な内容であり、感情的な判断も入ってきます。しかし、（3）～（5）で課題の状況を定量的に示すことで、大多数の市民と課題を共有することは可能だと考えます。その上で、市民と一緒に考えることが重要だと思えます。全員合意は難しいでしょうし、感情的には結論に同意しかねる方も多いはずですが、大多数の理解は得られると思えます。
なお、シミュレーションを行うことは計画することとある意味同義ですから、その方針（児童生徒の学習環境の向上）や条件（通学距離、現状のコミュニティの単位、再編後の・・・）を十分煮詰めておくと共に、明示することが前提となります。
- 学校規模の課題解決を進めるにあたって、国の例示による方法は、行政や学校だけで進められるものではなく、保護者・地域の皆さん等にも情報提供において丁寧な説明を行い、課題を共有しその意見を尊重する必要があると思えます。
- 校区の見直しや統廃合、新設、学校選択制についても、学校だけの問題では収まらないため、非常に難しいのではないかと考えます。
- 学校規模の適正化を検討するとき、人口の推移や少子化の問題だけから見ると、単に学校規模だけで検討することとなり、将来的には施設が無駄になってしまうことも考えられます。

- ・ 学校の適正な運営には、児童生徒に対する教員数や教員構成が重要であり、児童生徒の学習環境の保障を中心に考えていくことも、ひとつの指針と考えます。
- ・ 児童生徒が学校生活を送るために必要な業務量をこなすためには、学校の管理職や事務員の配置数も検討の材料として考えることは、児童生徒にとっての適正な学校運営につながることを考えます。
- ・ 教室数は、創立当時の学校規模に依っているとしますので、可能であるならば、校舎の規模に見合った生徒数となるような校区変更が理想的だと思います。
- ・ 今後校舎増築などを行う際、学校敷地面積に応じた生徒数を考え、増築計画を立てる必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 現段階では、小学校が順次35人学級になっていく見込みですが、将来的に中学校も35人学級になることを見込んでの学校規模を考えていく必要があると思います。
- ・ 吹田市の教育環境を考えるにうえて、学校規模を考えた場合、校区変更を行う必要があるならば、市民から幅広く意見を聞く場を設ける必要があると思います。
- ・ 現状のまま35人学級に移行していくなら、学校規模の差がますます広がり、過大規模校では職員が職員室に入りきらない状況も想像が付きまします。また、その場合、教頭の複数配置もしくは副校長を配置し、管理職3人体制で学校管理を行わなければ、学校経営が疎かになる部分が出てくると思います。

委員会としてのまとめ

一 国による例示等について

今回の吹田市の状況と合わせて考えますと、1 分離・新設、2 (1) 校区の見直し、(2) 学校選択制の内、隣接地区選択制、(3) 統合、3 学校施設の増築、4 教職員を増やすなどの対策が考えられます。

ただ、施設工事・土地取得関係予算及び人員配置予算面での課題、取得できる土地があるのかという課題及び、保護者や地域への説明と合意形成の課題が生じることとなりますが、吹田の子どもたちの学習環境の改善の趣旨に鑑みてまとめていくべきだと思います。

二 35人学級移行による普通教室確保について

1 趣旨

令和3年2月2日に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる「義務標準法」)の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。(令和3年3月1日時点)

この制度では少人数による指導体制の計画的な整備について、小学校における学級編制の標準を令和7年度までに、35人に段階的に引き下げることとするものです。(資料3参照)

2 現状・課題

令和3年度は、令和2年度まで大阪府が独自の方針として2年生も35人学級としていた方針をそのまま踏襲し、実質の変化はないと思われます。

ただし、児童数増加による過大校対策を検討する学校においては、令和4年度以降、この学級編制の移行により、31学級以上の過大規模校となる小学校や保有普通教室が不足となる小学校が増加する見込です。(資料4～6参照)

3 教室確保のための取組策

現時点では国や大阪府から次年度以降の教職員の確保も含めて、具体的な情報が発出されていないので、まだまだ不明確な点がありますが、以下の点について検討する必要があります。

(1) 学級数が31以上となる過大規模の小学校が、令和8年度には7校となる見込であるが、(資料4～6参照) 保有教室の過不足については、全市的には保有教室数が必要数を上回る状況であることから全市的に校区の見直しの必要性について検討します。

◎ この点について、全市的に見直すのか、過大規模校や過小規模校の隣接地域での見直しに限定する等、ご意見をいただきたい。

ご意見等

- ・ 35人学級という流れは、全市的に議論をするチャンスとは思いますが、対策が必要ではない規模の学校では、校区変更等について理解は得られないと思います。
- ・ 今後10年間を見据えて、必要性が高い校区に絞る方がよいかと思えます。
- ・ 過大規模校、過小規模校共に、35人学級を実現するためには、課題が山積であると考えます。
- ・ 校区の見直しを考えると、保護者や地域へ丁寧に説明し、理解を得る必要があります。当該保護者には現状、どのような事態が生じているのかを理解していただいても、実際に我が子はその対象となった場合、校区を変更することを理解してもらえない可能性が高いと考えます。また地域コミュニティにおいても同じことがいえると考えます。
- ・ 現状、教室数の確保が難しい学校が増えている状況で、35人学級編制が段階的に進めていくにしても教室の確保がかなり難しいと考えます。学校の老朽化の対応も考えていく必要があり、財政的にもかなり難しい問題であると考えます。
- ・ 今後、どのような都市開発が行われていくのかは不透明ですが、過大規模、過小規模校だけではなく、全市的に今の通学区域で良いのかを長期的に見越して検討していく必要があると考えます。

- ・ 35人学級の実現に向けての署名活動などはされていますが、教室や人的な確保などの問題は置き去りにされている感があります。35人学級編制と並行して、全市をあげて過大規模校、過小規模校の解消を実現するための制度改革は難しいでしょうか。
- ・ 校区をまたぐ変更をする場合において、PTA活動の観点から見ると、校区が広がることによって、登下校時の見守り活動や、一斉下校の付き添い等が難しくなる可能性があります。
- ・ 地域のお祭り等の手伝いや校内のPTA活動においても、遠方から学校に来ることになると、お手伝いをする事へのハードルが上がり、なり手不足の増加にもつながる可能性があります。
- ・ ①不足する学校の敷地での増築を検討、②不足分を同じ中学校区にある小学校のうち敷地に余裕のある方での増築を検討、③敷地外での増築を検討、等を行い、形成される環境を生徒一人当たりの面積等で示し、このことの困難さや課題、解決の糸口を“見える化”することが重要だと思います。
- ・ 今後の開発計画を見極める必要があり、また経済状況にも左右されるので難しいとは思いますが、より精度の高い児童生徒数の推計を行い、先を見通しての教室等の増改築や校区変更を行う必要があるのではないのでしょうか。

(2) これまで少人数教室等として確保していた2教室を、今後は1教室に減らし普通教室を確保します。また、過大規模校でなくても、普通教室が不足となる学校もあることから、新たな新築増築計画を立てるとともに、既存の計画の前倒しも検討します。

◎ 増築工事においては期間もかかり、工事スペースの確保が必要です。また、教室の確保を新築増築のみに頼ると、過大規模校が増加する一方で過小規模校は依然として残る状況となることから、この点についてご意見をいただきたい。

ご意見等

- ・ 教育環境の改善の観点から、前回議論した最低確保すべき保有教室として全体クラス数+少人数、習熟度別等の教室として2教室を基準として整備することと、35人学級対策で縮小されることとは、本委員会の本来の趣旨とずれているように感じます。
- ・ 過大規模校から過小規模校（できるだけ中学校ブロック内）への校区変更等の対策について協議してはいかがでしょうか。
- ・ 今後10年を見据えた時、35人学級へ移行することも前提に検討条件に加えるべきだと思います。
- ・ ニュータウン建替え後の児童生徒数・学級数の推計、その他、吹田市内の宅地開発の予定や可能性のある学校は新たにあるのでしょうか。
→(事務局回答)現在わかっている範囲は児童生徒数推計に盛り込んでいます。

- ・ 中学校区をまたぐ変更を検討する場合は、両中学校区の今後の推移を見据える必要があると思います。
- ・ 移行期間中は少人数教室等を1教室とすることもやむを得ないと考えますが、その先については、35人学級対策で、さらに予備数として1教室加えた増築計画を示すことが望ましいと思います。
- ・ 過大規模校、過少規模校、それぞれの問題を吹田市の地図上で表すと分かりやすいと思いました。
- ・ 全市での校区変更で現実的な解が得られるのであれば、可能性を示して具体的な検討テーマの一つとするために、そのシミュレーションは示した方が良いでしょう。
- ・ 少人数の教室は、大きい学校においては、2教室確保することが必要であると考えます。少人数授業を行う上で、時間割を組むことが難しくなります。また現行の指導要領を考えると、英語教室の必要性もあり、そのあたりも加味して、計画をすることが大切かと考えます。
- ・ 小学校の状況はわかりませんが、中学校では少人数学級用に2ないし3教室分は余裕が欲しいです。最低各学年1教室分の余裕は必要です。

委員会としてのまとめ

二 35人学級への移行による普通教室の確保について

35人学級への移行により、過大規模校となる学校数は増えますが、対策への基本的な方針としては同じだと考えます。

(1) 校区の見直し等について

ア 校区の見直し、調整地域の指定について、過大規模校区から、規模と教室に余裕のある校区への変更を検討する。その趣旨について、地域、保護者への丁寧な説明、意見聴取が必要。

イ 過大規模校となるが、その期間が概ね数年程度である場合は、校舎の増築で対応するとともに、その間、管理職加配（副校長配置又は教頭二人配置）、あるいは加配教員等を配置するなどの人的支援を行うことも対策として行なう。

ただし、移行期間が終わった後の学校規模の状況の推移を把握しておく必要がある。引き続き過大校となるのであれば、アとする方がよい。

(2) 教室確保について

教育環境の改善の観点で考えると、少人数指導の教室や英語教室を削減することは好ましくなく、新築増築や校区変更等で対応すべきである。

しかしながら、教育施設の効率的な運営の観点から考えると、過大規模校状態となることのある程度の期間考えられるのであれば、一時的に1教室を普通教室に割り当てることを許容とすることの検討は必要である。

三 《吹田市の取組方策》

国の例示や、35人学級編制による課題等を踏まえ、以下の点について検討します。

1 過小規模校対策

過小規模校については、以下の課題解決策が考えられます。

◎ 以下の点についてメリット・デメリット、優先順位や留意点、その他解決策などについてご意見をいただきたい。

(1) 通学区域（校区）の見直し

過小規模校に対しては、隣接する学校の通学区域の一部を通学区域として編入し、または、隣接校区の一部を調整区域として指定し、過小規模校の通学区域を拡大させる。

ご意見等

- ・ 小規模校間では望ましい学校規模とならない。
- ・ 出来れば、過大規模校から、近隣の小規模校へ異動希望が出るような案と説明ができ、理解の上、校区変更をしていただけることが望ましいと思います。
- ・ 保護者の意見を聞くにあたっては、校区変更、分離、統合の場合、いつから、何年生以下を対象とするのかという情報を早めに伝える必要があるのではないのでしょうか。
ただし、対象となる両校の教育環境改善の趣旨を伝える必要があります。
- ・ 山五小学校については、南山田小学校区からの一部変更が考えられますが、すでに南山田小に在籍している児童や保護者に対しては、丁寧な説明と調整期間（在校生への特例）、道路を横断する通学路の安全対策など準備が必要だと思えます。（過去の事例を検証）
- ・ 過小規模校対策で考える場合、「隣接する」他地区から指定校への変更については、大規模校から小規模校への希望に限定することがよいのではないかと考えます。
- ・ （1）通学区域（校区）の見直し、をされるのが良いと思います。
その時も、①中学校区内、②他中学校区でも隣接地区であること、③調整区とする場合は、期間を6年間などと区切るのか、無期限とするのか決めておく必要があると思えます。
- ・ 校区を変更する場合、保護者、地域に対して丁寧な説明と理解いただくことが必要と考えます。その際も、急な変更ではなく、経過措置として数年間はどちらの学校にでも通えるなどとすとか、通学路の安全を確保するなどの配慮も必要と考えます。
- ・ 小規模校には、そのメリットは有るにしても、単学級はデメリットも大きく感じます。いろいろな問題はありますが、校区の変更などの対応が必要ではないかと考えます。
- ・ 過小規模校での余裕教室を有効活用するためにも、隣接校区の一部を調整区域と指定することは望ましいと思います。また、校区をまたぐ場合には通学にかかる時間の目安をもうける必要もあるかと思えます。

- 山五小学校について、地域への丁寧な説明が必要ではあるが、今年度も30人程の新入生ということを考えると、南山田小学校区からの一部変更も検討事項になるかと考えます。しかし、南山田小学校も現在微減で、今後も減少していく方向にあるので、そこを考えた時にどうすることが適当なのかが、非常に難しいと考えます。
- 校区を変更するのであれば、今までの経緯と今後の見通しについて。丁寧な説明と調整期間（在校生への特例）、道路を横断する通学路への安全対策など準備が必要だと考えます。
- 中学校区の2小学校の規模があまりにも違う場合、過小規模校から入学してくる生徒が馴染みにくくなる可能性もあり、不登校などの原因にもつながる恐れがあります。バランスを考えた校区変更、もしくは中学校区内での希望制指定校変更を認める事が必要と考えます。

(2) 学校選択制（小規模特認校等）

過小規模校については、特別認定校として位置づけ、当該の学校に限って、市内全域からの児童生徒の入学を認める制度が考えられます。

ご意見等

- 自由選択制度や隣接区域選択制度については、特定の学校に希望が集中したり、小規模校がより小規模化したりする恐れがあります
- この制度では地域に根ざした教育が困難となるのではないかと思います。
- 小規模特認校制により、児童生徒の通学区域が広範囲となり、通学上の負担が生じたり、校区外から通学している児童生徒にとっては、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になったりする可能性があります。
- また、家庭訪問を密に行う必要が出た場合、広範囲に及び、教職員の負担が多くなることが考えられます。
- 「自由選択制」「小規模特認校制度」については、特定の学校に希望が集中する場合や、小規模校がより小規模化する場合もある等の課題もあり困難であると思います。
- 「校区変更」や「隣接区域選択制度」は可能であると考えますが、教育環境の改善の趣旨に鑑み、①大規模校から小規模校への変更や希望に限定する、②選択後の住居地区校への異動は、個別事情にかかる「転校」として取り扱うなど、実施後に起こる課題等について、全体にかかる問題と個別事情を分けて、予め決めておくことも必要です。
- 小学校段階での広範囲な選択制は慎重であるべきだと考えます。
- 発達段階の児童生徒への通学距離や時間の負担、送り迎えなどの安全面で、保護者負担が大きいと考えます。

- ・ 選択をした時点で就学校の指定がされたこととなりますが、6年先まで予測できません。家庭状況の変化や、児童の心身の負担から、居住地校への「転入」を希望した場合の取り扱いの規定が必要だと思います。
- ・ 急な体調不良やケガ、災害による集団下校、登校しぶりや不登校などについて、学校と保護者との細やかな連携ができないことも出てくると思います。
- ・ (2)については、安全面、保護者負担との関係で難しいように考えます。
- ・ 学校選択性の導入においては、どれだけのニーズ、希望される方がおられるかが不透明であり、我が子にとって余程のメリットがないと難しいように考えます。
- ・ 小規模校、大規模校、それぞれにメリット、デメリットがあります。過小規模校のメリットの部分ニーズとする子供とその保護者が、それを望むのであれば認めることも考えられますが、どのように通学をするのか、安全面の確保などに配慮が必要であると考えます。
- ・ 過小規模校の教育環境や取り組みを特化することで、市内全域に門戸を広げることとなり、大規模校からの分散も図ることが出来ると考えられます。
また、島根県の公立校の「しまね留学」では、教育に関する(学校の)取り組みを特化し、過疎化地域に全国から人を集めているという例などがあり、参考となるかもしれません。しかし、それはそれで大きなプロジェクトとして取り組む必要が生まれるため(吹田での実現は)難しいかとも思います。

(3) 学校の統合について

通学区域の変更や調整区域の設定が実施できない場合や実施によっても過小規模課題が解決しない場合は、学校の統合も考えられます。

ご意見等

- ・ 通学距離が長くなる児童生徒に対して、通学路等の検証をする必要があります。
- ・ 児童生徒が、環境変化への対応を求められます。
- ・ 地域との関係の希薄化が危惧されます。
- ・ 学校を地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付けています。
- ・ 統合後、改めて過小規模とならないか児童推移の情報収集をする必要があります。
- ・ 中学校区の指定の変更が必要ですが、通学距離が長くなる生徒が出ると思います。他地区と比べて負担が極端に大きくなりませんか。
- ・ 調整期間は必要だと思います。(旧北千里小のケースで古中と青中に分かれた例を参考に)
- ・ それぞれ小学校区ごとに地域コミュニティができていることから、児童の教育環境の改善について地域住民への説明が必要です。
- ・ 学校が統合し、今まで通っていた学校が無くなってしまうことなどは寂しく感じる方が多いと思います。もしそうなった場合でも、統合(受け入れ側)の学校がどのような規模になるかを中学校区の規模で、長期的な視点で見ていく必要があると考えます。

- ・ 10年後の日本の少子化問題も考えると、解決が難しい小規模校は統合し、その土地を活用して教育に充てる予算を立てられるといいなと安直に思いますが、統合によって過大校となる学校があるかどうか検証する必要があると思います。
- ・ 統合という観点で考えると、山五小学校については、元の山三小学校との統合が過去の経緯や立地を考えると課題は少ないと考えます。しかし中学校が変わるため、検討は必要かと考えます。

委員会としてのまとめ

三-1 過小規模校対策

現在、青山台小学校と山田第五小学校、高野台小学校が該当するかと思います。資料No4「中学校ブロック別35人学級編成による小学校保有教室推移」から学校別の学級数の推移をみると、過小規模校としての課題が続く校区として、山田第五小学校区に焦点を絞って具体的な方策を考えることが望ましいと考えます。この点については、隣接校からの通学区域の見直し又は、学校の統廃合について、意見をまとめるのが良いと思います。

2 過大規模校対策

過大規模校については、今後の児童生徒数推計なども考慮し、通学区域の見直しをすることが考えられます。ただし、検討するにあたってはさまざまな課題検討や実施までに相当の期間が必要となることから、教室改修や敷地内増築等も合わせて検討します。

◎ 以下の点についてメリット・デメリット、優先順位や留意点、その他解決策などについてご意見をいただきたい。

(1) 通学区域（校区）の指定

大規模校に対しては、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、大規模校の通学区域を縮小させる。

ご意見等

- ・ 藤白台小学校区内の循環器病センター跡地の新たな開発区域については、小規模校である隣接地区（青小校区）へ校区指定変更をするのがよいと思います。
ただし、その地区に住居を購入する前に早めのアナウンスが必要です。また、実施年度の藤白台小の在校生に対しては、従来の校区変更の規定の範囲で対応も可能ですが、他地区からの転入については、青山台小学校を指定校とするべきです。
- ・ 通学路の安全対策も必要となります。（道路の横断・信号や陸橋の設置など）
- ・ 藤白台5丁目に既に居住している方は、開発地域をまたいで藤白台小学校区となり、飛び地的になることから、校区変更とするか、調整地区とし選択制とするかの検討が必要です。
また、選択した後の変更希望は、特別扱いでなく、従来の規定で、転出入等の対応とすることがよいと思います。
- ・ 調整区域とする場合は、次年度からの新1年生からは入学時から青山台小学校と指定するならば、在校生の卒業まででしょうか。
- ・ 地域のコミュニティの再編については地域に委ねる方がよいのではないのでしょうか。

- ・ 大規模開発などにより新たに大型共同住宅などが建設され、新たなコミュニティが誕生するなどの場合、新たな通学区域として考えるべきです。
- ・ 前述の過小規模校と同じ課題があると考えます。
- ・ 大規模校の中学校については、本来の指定校に通学するには通学距離が遠すぎるという問題が出てきます。場所によっては隣接区域の学校のほうが近いという場合もあるので、中学校区をまたいで通える調整区域を作ることも望ましいと考えます。
- ・ 小中一貫教育の流れ（吹田市にも適した制度であるかは検証が必要ですが）や通学のしやすさから、中学校区内限定での校区変更や小学校の隣接区域選択制度には、一定の合理性があると思います。まずは地域コミュニティが形成される前の新規開発を中心に、最適な校区の割り当てを検討するべきだと思います。

(2) 調整区域の設置

特定の地域に住む児童生徒に限って、就学が指定されている学校か、他の学校を選択することができる。

ご意見等

- ・ 今回の検討は、過大規模校や過小規模校の教育環境の改善が趣旨ですので、好きな学校を選べるという誤解を招かないよう慎重な周知方法が重要です。（校区変更は、現中学校区域が望ましい。）
- ・ 過大規模校から同一中学校区内の他の小学校への異動に限定し希望を募るのが良いです。
- ・ 調整区域では、大規模校の校区の児童生徒は、大規模校とそうでない学校も選択が可能とし、ただし選択した後の変更は原則認めないようにする必要があります。
- ・ 通学区域の変更時に、元の校区に残ることを選択した場合、事情により途中で変更先を指定地区に変える場合も、従来の規定にそって「転入生」として手続きを行うことが良いと思います。
- ・ 一度、選択した後、事情により途中で元の指定地区に変える場合は、従来の規定にそって、「転入生」としての手続きが望ましいです。
- ・ 受け入れ側の学校の過大規模化を防ぐため、居住地のある（在籍している）児童数から、毎年、学年別に受け入れ可能人数の上限を示す必要があります。
- ・ 変更後について在校生への配慮が必要でしょう。
- ・ 学級査定の関係上、希望は、12月末までとすることが望ましいです。
- ・ 転入生については、変更後の地域指定通り案内しなければなりません。
- ・ まずは調整区域を指定して、徐々に校区の変更を進めていくことも1つの手段と考えます。

- ・ 選択性のある調整区域の設置に関しては賛成ですが、周知の仕方が大切だと思います。予め保護者の声を聞くなど事前調査を行うことも必要と思います。
- ・ 中学校ブロックで希望制指定校変更制度の導入が、現状では最も可能性があるのではないのでしょうか。過小・小規模校でのきめ細かな指導が可能であるメリットも保護者に伝えながら、敷地面積に応じた児童生徒数が望まれます。
- ・ また、中学校ブロック内のアンバランスは、過大・大規模校から過小・小規模校への指定校変更を認めていくことで平準化を目指すのはどうでしょうか。

(3) 学校施設の整備

将来の学級数を見通して、教室改修や新築増築する際には、給食配膳室、職員室、トイレ等の整備も検討する必要がある。また、体育館や運動場も狭くなることも考慮する必要がある。

ご意見等

- ・ 新築増築は、設計、工事等で2～3年かかるとともに、財政負担が大きいと考えられます。
- ・ 工事期間、運動場や教室等の使用制約がかかります。
- ・ 将来、児童生徒数が減少した場合には、余剰施設となります。
- ・ 同じ吹田市内の学校に通う子供達に不利益となる差が生じることは避けないとはいけないと思います。上記の内容は学校生活自体に支障が出ている状況です。
- ・ 運動場が狭くなり、中学生においては授業や部活動の制限も出てくる可能性もあります。しかし、教室を増やす場所がないということを考えると、オンライン等を使つての授業を今後考えていく必要があるかもしれません。
- ・ (教職員の増員の場合)、学校内施設の充実にも配慮が必要となりますが、これについては、計画的に行うことが重要となります。

(4) 教職員の増員

東京都や大阪市などのように副校長*などを設置して学校内の管理体制を強化することや、担任以外でもフォローできる教職員を増やすことなども検討する。

* 副校長とは、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」(学校教育法第37条5項)者をいい、校長と教頭の上に位置づけられる。

ご意見等

- ・ 副校長を置くことで学校運営や教員への支援・指導等の充実は図れると考えますが、あくまでも加配されることが条件です。又、これも、市単費となるとと思いますが、学校がフリーで活用できる、「教育環境向上加配」的な教員加配などは可能でしょうか？
- ・ 今の先生方の業務などを考えると、とても良いことだと思います。
- ・ 教職員の方の多忙さは大変なものだと想像します。
- ・ 管理職を増員することで、成り手不足が減少することや、スムーズな学校運営で子どもたちの教育環境の向上につながることにいいなと思います。
- ・ 教室の確保等、物理的な教育環境に問題がない場合は、教職員の配置等で児童生徒の学習環境を整えることが、校区変更や調整によって対応するよりも、デメリットが少ないのではないかと考えます。

委員会としてのまとめ

三-2 過大規模校対策

標準的な学校規模を実現することによって課題を解決していくことが、教育環境の質が確保されることに繋がると考え、以下の段階に整理し対策を進めていくべきです。

(1) 校区見直しの実施

ア 中学校ブロック内の2つの小学校の校区見直しにより解決できる地区は、その範囲内で校区見直しを実施

イ 中学校ブロック内の2つの小学校の校区見直しにより解決できない地区は、隣接する中学校ブロックの小学校も含めた校区見直しを実施

ウ 隣接する中学校ブロックの小学校も含めた校区見直しも困難な場合、より広域な校区見直しを検討

(2) 校区見直しが困難な場合

ア 増築や建替えにより必要教室数を確保

イ 隣接する中学校ブロック内の小学校との間で調整区域を設定

ウ 加配教員等を配置（吹田市に権限がないことが課題）

3 課題対策を進めるうえでの留意点等

学校規模の課題解決は、児童生徒やその保護者に対して積極的な情報提供に努めるとともに、市民ニーズを踏まえながら、中長期的な視点が重要です。

なお、その推進にあたっては、以下の点について留意することが必要です。

(1) 学校施設の整備等

小・中学校の多くは、人口急増期の昭和40年代から50年代に整備されており、今後、学校建替えが集中することとなることから、新築増築にあたっては、学校施設の建替えを視野に入れて検討する必要がある。

(2) 小学校と中学校との連携

中学校ブロックでの取り組みも行われており、小・中学校の9年間における学びの連携についても配慮する。

(3) 在籍児童生徒等への配慮

通学区域の変更等の場合には、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、在籍する児童生徒及び保護者の負担に配慮するなど、円滑な移行に向けた取組を検討する。

(4) 地域の協力

学校はもとより、保護者や地域住民等に情報提供や丁寧な説明を行い、課題を共有するよう努めることが必要である。

(5) 通学路・通学距離の検証・対応等

通学距離に配慮し、通学路の安全対策等について検討することが必要である。

(6) 基準の見直し等

学校規模の基準については、児童生徒数の推移や今後の推計、社会状況等を踏まえ、学校教育制度に係る国や府の動向等に注視しながら、必要な都度、見直し等を図ることが必要である。

(7) その他

平成14年の吹田市立小・中学校の適正規模等に関する意見書（適正化手段）でも最適

化方策について言及しています。（資料7参照）

◎ (1)～(7)について優先順位やその他留意点などについてご意見をいただきたい。

ご意見等

- ・ (1)については中学校のキャパの把握も必要です。
- ・ 建替えの検討基準に、築年数に加えて、在籍児童数・学級数の推移及び過大校化や統廃合の可能性、その他中学校区の状況も含めて年次計画を作成する必要があると思います。
- ・ (4)については、今回の対策は、地域の児童生徒の教育環境改善が最優先課題であることに強く理解を求める必要があります。
- ・ (5)許容範囲を上回ると予想される学校については、通学時間や通学路の問題などを含めた個別の事情を十分に考慮しながら、校区の調整などの手段によって早急に許容規模・適正規模が維持されるよう検討すべきです。
- ・ (7)の参考意見は、今も同様な課題であると思います。35人学級への転換は、過大規模校への影響が大きいと感じています。
- ・ 校区の調整で適正化を図ることがどうしても困難な場合には、個々の地域の状況を勘案しながら、他の方策についても検討する必要があります。
- ・ 一部の地域で大規模校の一定人数の児童生徒を校区外の小規模校へ通学させることや、校区を状況に応じて柔軟に調整できるようにすることなども含め、是正のための可能な限りあらゆる方策について検討すべきです。
- ・ 教室数の確保など、子ども達の学校生活にとって不利益となりかねない状況です。教室などの増築は既に予定はされているが、それだけでは対応としては不十分ではないかと考えます。予算にも限りがある中、学校の老朽化対策も考えていかなければならない現状、いろいろな対策を織り交ぜて考えていく必要があると考えます。
- ・ 平成14年から令和2年の間で、児童生徒数の推移などは予想通り、予想を超えていたのでしょうか。あと数年で過大規模校の数が更に増えていくことが予想されています。学校の老朽化が進んでいます。今の学校校舎などはどれくらい大丈夫なのでしょうか。限られた予算ではとても対応しきれない状況です。私たち保護者に何か出来ることはないのでしょうか？
- ・ 今後の人口の推移を踏まえたうえで、児童生徒の教育環境の改善の視点で、基準をどこにおいて学校の適正化を考えていくかが、一番重要かと考えます。
- ・ その基準で考えた時に、学校施設の物理的な問題解決、吹田市としての教職員の配置等も含めて、先を見越して、適正化について検討をしていくことが必要だと考えます。
- ・ いずれにしても、市民・保護者に正確な情報を伝え、意見をいただいてからの話になると思います。まずは過小・小規模校ならではのメリットをもっと発信していく必要があると思います。
- ・ 人が動けば、良い意味でも悪い意味でも地域は活性化すると思います。デメリットも考えながら、子供たちにとってできるだけ整った教育環境のなか、学校生活が送れるように、活発な意見交換ができればと考えます。

三-3 課題対策を進めるうえでの留意点等

(1) はすでに取り掛かっていますので、今回の議論で出された留意点を踏まえて教育委員会において進めると良いと思います。

- 1 今回の対策は、地域の児童生徒の教育環境改善が最優先課題であり、子供達にとってより良い教育環境の確保の視点で、標準的な学校規模の実現・維持を考えることが最も重要です。
- 2 校区の見直しを行う場合には、目的や現状情報提供、対策案などについて、数的根拠に基づいた丁寧な説明と意見集約を行い、対策案の見直しを行うこと。
- 3 H14年度の推計と現状との比較・検証し、今後の計画に幅を持たせることも必要です。
- 4 中学校ブロック内での対策、中学校区をまたぐ場合についての対策を検討すべきです。

4 その他

全体を通じて、今後解決策を市教育委員会が検討するにあたり、アドバイスや意見等があればお願いします。

ご意見等

- ・ 児童生徒の教育環境の改善が趣旨であることを基礎に可能な限りの対策をお願いしたいです。
- ・ 保護者や地域住民への情報提供と自分たちの地域の子どもたちにとって課題だということをできるだけ多くの方に共有して頂けるよう努めて頂きたいです。
- ・ 大きな予算が必要となる建替えや新設なども考えには浮かびますが、設計や設備については、50年先の学校教育と子どもたちの姿に想いを馳せた案を採用していただきますようお願いします。
- ・ 建替えの検討基準に、築年数に加えて、在籍児童数・学級数の推移及び過大校、統廃合の可能性、その他可能性も含めて建替計画を作成する必要があります。
- ・ 規模別の方策は一般的なメニューとして重要ですし、内容については特に意見はありません。

しかし、吹田市という閉じたエリアでの検討であり、校区の見直しを含むことを考えると、吹田市の取組方策として示すにはリアリティや有効性に欠けると思います。

結局、目指すところは、あるエリア内での規模の平準化や適正化を通じて、児童生徒により良い教育環境を提供することなので、全市レベル、中学校校区レベル、学校単位レベルといった具合に、検討対象エリア別に、吹田市の具体的な課題を整理し、それを解決する方策（メニューの組み合わせ）を示すべきだと思いました。

具体的には、学校の在り方の方針（検討する際のコンセプト）を定め、①検討対象エリアを設定し、②校区見直し、学校選択制、学校の統合といったメニューを組み合わせて課題解決を検討し、③そのプロセスや結果についてメリット、デメリットを検証する。これを何度か繰り返し、具体的な方策、もしくは改善の可能性を見出すこととなります。

なお、他の委員の意見でも、上記内容を具体的かつ詳細に行った部分が多く含まれていると思います。

- ・ 検討する際のコンセプトについて

他の委員の意見でも「今回の検討は、過大規模校や過小規模校の教育環境の改善が趣旨」とありますから、これを用いれば良いと思います。コンセプトは評価軸でもあるので、それから外れるメニューは検討対象外となりますし、メリット、デメリットも基本的にはこれに沿って判断されます。この他、「課題対策を進めるうえでの留意点等」に示される内容等を評価軸に設定すれば良いと思います。

- ・ 国が35人学級を認めたことは、教育環境の改善を考えると非常に大きな考え方の変更点であると認識しています。その上に立って、吹田市として適正な教育環境をどう考えて基準を作るかが、市としての対策を考えるうえで大きな軸になることと思います。
- ・ 皆さんの意見を施策という整合性の取れた計画に組み替えることができれば良いと思いました。ただ、相当難しく、手間もかかりそうです。要領よくまとめるために、計画の枠組みを見直すとともに、計画実施のスケジュールイメージを持つことが重要だと思います。

委員会としてのまとめ

三-4 その他

前回（H14）と学習環境の改善課題について比較すると、求められる学習内容や学習形態の変化に加えて、35人学級への移行もあり、過大規模校への対策の必要性がより増していると考えます。

課題の解決にあたっては、児童生徒の教育環境の改善が趣旨であることを忘れず、全市的な視点、中学校ブロック及び隣接地域、小学校区及び隣接地域といったエリアごとの分析や検討が必要です。

検討の結果、過大規模校の解消が困難となり増改築等が必要となる場合は、教室だけでなく、職員室、職員更衣室、下足ホール、給食配膳室、調理室等の必要数も増え、また、児童育成室についても別棟とせざるを得ない状況も生じるため、関係する部署でのコンセプトの共有と、統廃合や新築増築にあたり、総合的な計画の見直しが必要となります。

さらに、老朽化の課題から増改築や建て替えの問題とも重ねて議論が必要となる部分もあります。

本検討委員会としては、子供達にとってより良い学習環境を構築するという目的に照らし、個々の課題を整理し、考えていただけるよう意見を集約し示したいと思います。